

安全・安心な魅力あるまちづくりの実現を目指して ～ハードとソフトの両面からの防犯対策事業の取組み～

千葉県市川市 危機管理部 防犯担当 マネジャー

山本 純一 氏

(本掲載記事は、講演内容を録音し、まとめたものを掲載しております)

からは「安心・安全なまちづくり」をキーワードに、市川市の防犯対策事業の取り組みについて、講演をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 市川市の概要

近年の犯罪情勢をみると、急速に進む都市化の流れのなかで核家族化や人口流動による地域社会の崩壊、国際化による価値観の多様化などさまざまな社会要因によってこの10年間で犯罪の形態も急激に変化しています。特にひったくり等の街頭犯罪や住宅への侵入犯罪の増加は、市民の生活や財産を脅かすものであります。市民の体感治安はなかなか改善されず、地域の防犯力の向上を図ることが喫緊の課題となっていると考えています。

市川市では平成16年4月から防犯施策を専門に取り扱う部署を新設し、市民に不安を与える犯罪を防止するため、警察機関はもとより市、市民、自治会、その他関係機関の連携による地域の連帯感を高め市民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪防止のために行う自主的な活動と犯罪の起これりにくい生活環境を双方に組み込んだ防犯まちづくりの取り組みを通じて、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指しているところです。

市川市は千葉県のなかの一番西側、東京の20キロ圏に市域がすっぽりとはまるような形になります。生活スタイルは便利な都市型志向で、東京には電車で20分位ですので人口がかなり集中し、多くの市民



が東京や横浜などに通勤通学しており、かなり住宅が密集している地域ということになります。

昼間の人口と夜の人口に非常に差があり、昼間の人口がかなり少ないとというのが特徴です。面積的には 56.39km^2 ということになります。

市川市の人口は、2010年7月1日現在で総世帯数は21万9千760世帯、人口は47万6千人を超えております。また基本計画等の推計では平成27年度に人口がピークを迎える、その後減少傾向になると予測がなされております。また、交通の利便性の高い地域で、鉄道が7路線あります。最初にJR総武線、2番目の京成線、また、3番目の武蔵野線、4番目の東西線、5番目の都営新宿線、6番目の京葉線、7番目の北総線ということで7路線16駅があります。特に江戸川以南の地域につきましては、昭和44年に東京地下鉄東西線が船橋市の西船橋まで開通したことから、経済成長とあいまって区画整理が非常に進み、人口が急激に増加しマンション等も林立している地域です。

また、文教都市として大学が3校、短大が4校、博物館が5館、記念館等がございます。20世紀の

日本を代表する日本画家である東山魁夷画伯が市川市で創作活動していたという関係で、東山魁夷記念館を市川市単独で建築しており、画伯がドイツに留学していたときに滞在していた家屋を再現しています。

65歳以上の高齢化率は2009年の4月1日現在の数字ですが、東京に近いことで国や千葉県に比べましても16.1%と低い結果が出ております。

市川市内には市川警察署と行徳警察署という2警察署があります。市川警察署は江戸川以北を管轄して、行徳警察は江戸川以南を管轄しています。市内には交番が18カ所、駐在所が1カ所、移動交番が1台あります。移動交番というのは、千葉県の森田健作知事の提案によって、交番の設置要望が多いところでなかなか交番が設置できないところに配置されるものです。本年から県内に15台配置されることになり、そのうちの1台が市川市に配置されています。移動交番には警察官2名と相談員1名が常駐しており、市内4地区をローテーションして回り、交番業務を行っています。

2. 市川市の犯罪の推移・特性

市川市内の犯罪発生件数の推移ですが、市川市の犯罪件数は平成14年の1万4千145件をピークに、その後は減少傾向にあります。平成21年は約半数の7千239件まで減少しました。平成13年度に暮らしの安全課という部署内で防犯施策を行っていましたが、平成16年度から防犯施策を専門に取り扱う防犯対策課を設置し、様々な施策を総合的に展開して犯罪の抑止及び市民の体感治安の改善に努めているところです。

犯罪発生件数及び減少率の状況は、千葉県と市川市、近隣の船橋市と松戸市の犯罪発生件数では、平成20年対平成21年では県全体では4千427件の減少、約4.4%の減少ですが、市川市においては644件の減、8.2%の減少になっています。近隣市との比較においても市川市は8.17%の減少ですが、船橋市においては件数で654件の減、7%の減少、松戸市においては199件の減、2.8%の減少であり、県、船

橋市、松戸市と比べて市川市の減少率がかなり上回っているということになっております。先日警察との打ち合わせの機会がありましたら、今年の6月までの犯罪件数については、近隣市においては横ばいか増加傾向にあると聞いていますが、市川市については約10%の減少で推移しています。

過去3年間の罪種別認知件数の推移ですが、平成19年度はひったくりや空き巣が非常に多発していました。また平成20年度は自転車盗が大幅に増加しており、飛び抜けております。そのほかにもオートバイ盗や車上ねらいも20年度には増加しております。犯罪にも年々の傾向があり、全体で減少しても特定の罪種が増加することがありますので、このような分析をして重点的な対策が必要になってくるのではないかと考えています。

内閣府が平成18年12月に実施しました治安に関する世論調査では、この10年間で治安が悪くなったという回答が84%ありました。その原因は、来日外国人の犯罪増加が55%、地域社会の連帯意識の希薄化が49%であり、これは前回の調査より増加しています。また、犯罪を感じる場所はということでは、路上が60.2%、繁華街が44.7%、公園が38%ということで上位に上がっております。千葉県が平成19年11月に実施しました県政に対する世論調査からは、犯罪を防止するために行政に望むこととして、犯罪が起きたくい施設の環境の整備が48.9%、学校や通学路の児童、生徒の安全確保が22.7%と上位に上げられています。

一方、本市における市民の治安に対する認識は、平成19年11月と22年の2月に科学警察研究所と共同で防犯にかかる意識調査を実施しました。第一回目は2千人を対象に実施し約59%の回答を得ました。第二回目は4千73名を対象に実施し、59%の回答を得ました。それによると治安の変化に対して2回の調査を比較すると、「良くなった」は、前回の5.4%から3.6%に減少し、「変わらない」が59.1%から71.9%に増加していますが、「悪くなった」は23.4%から14.8%へと7%と大幅に減少し、体感治安の悪化にある程度歯止めがかかったのではないかと、私どもは考えているところです。

3. 防犯まちづくりの推進に関する条例の制定等

安全・安心な魅力のあるまちづくりの実現をめざして、本市では平成17年3月に『市川市防犯まちづくりの推進に関する条例』を制定し、平成17年4月1日から施行しました。この条例では市民に不安を与える身近な犯罪の防止のために、市、市民、自治会、その他の地域的な共同活動を行う団体、および事業者の役割を明確にするとともに、防犯まちづくりに関する4つの指針により施策の実施を推進することによって、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。具体的な内容として、一番目には「市、市民、自治会等、事業者の役割を明確にして明示」、次に、「防犯まちづくりに関する基本理念、政策の基本事項を示した」。三つ目として、「防犯まちづくりに関する施策の実施」で、施策の実施では基本計画と4つの指針を示しました。それにより市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指すところです。

基本計画と4つの指針では、基本計画は防犯まちづくりの基本であり、防犯まちづくり施策の大綱になります。また、指針は4つに分かれており、「防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針」、「防犯に配慮した道路等の整備及び管理に関する指針」、「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」、「学校等における児童等の安全確保に関する指針」、の4つの指針をつくり事業を進めるということになります。

『市川市防犯まちづくりの推進に関する条例』では、それを補完する防犯まちづくり施策の総合的大綱として防犯まちづくり基本計画があります。それを実施するために防犯まちづくり行動計画があります。この行動計画は3カ年の実行可能な計画で、現在2期目ということで、平成21年から23年度の事業を推進しています。

また、住宅・道路の整備、管理の具体的な手法、児童の安全確保に関する具体的な手法の4つの防犯指針があり、住宅に関連するもの、道路に関連するもの、通学路に関連するもの、学校に関連するものの4つを体系化して事業を進めているところ

です。基本計画のなかでは数値目標を設定しており、計画期間は平成18年から平成27年までの10年間で、数値目標は平成17年の犯罪率の20%減が基本計画の犯罪率の目標ラインとなっています。平成19年には目標を達成して、いま現在も減少傾向にあります。

防犯まちづくりの推進では、ソフト面では安心して暮らせるコミュニティづくりとして自主防犯活動、防犯パトロール、まちの清掃活動、また、ハード面としては生活環境の整備、住宅の補強、道路公園づくりになります。これらを相互に組み込んで、幅広くまちづくりの観点から防犯対策を実施しようというものです。ハード面・ソフト面の各種防犯対策事業では、ネットワーク型街頭カメラや、地域の防犯活動の支援物資の提供等、市民への啓発、街の安全パトロール、市民に対する講演会、ボランティアパトロール、これらの事業を犯罪の抑止と市民の不安感の解消を目指して、総合的に行っております。

4. 各種防犯対策事業の取り組み

①自主防犯活動への支援事業について

防犯活動の基本はみずから犯罪に遭わないよう注意する自助です。また、地域が協力して自分たちの街は自分たちで守るという共助です。市川市では平成13年度から、市民のまわりでどれだけ多くの犯罪が発生しているか犯罪発生地図などで公表し、自助、共助の大切さを訴えてきました。



それに併せて、地域で協力して防犯パトロールを行う必要を啓発し、パトロール方法の指導等の他に帽子やチョッキ、のぼり旗、標識などパトロール物品の支援を行ってきました。その結果、現在市川市内にある222の自治会のうち、168自治会で防犯パトロールが行われ、犯罪発生抑止効果を上げています。また、防犯パトロールは今まで顔を知らなかった人同士がパトロールを通じて顔見知りになり、今まで忘がちであった地域のコミュニティが復活した等、うれしい効果も表れています。地域の防犯パトロールについては、自治会の人数等によって無償で最高3万円の物品の提供をしています。

②防犯カメラの設置事業について

防犯カメラは、適切な場所に設置すると犯罪抑止効果があり、近年、カメラやシステムの性能の向上や低価格化もあり、今後ますます普及するということが推測されています。また、犯罪の予防や未然防止に対する期待から設置を求める市民や自治会の声も少なくありません。

このようなことから本市では、防犯カメラの設置効果や運用の問題点を継承して、今後の防犯まちづくり施策に活用するために、当初は街頭や公園などの公共の場所に7台のスタンドアロン型防犯カメラを設置し、平成17年度から運用を開始しました。なお、防犯カメラの設置にあたっては公共の場所に向けたカメラに市民が知らないあいだに撮影され、その画像が設置者の思いのままに取り扱われないよう、市民のプライバシーを保護することを目的とし、『市川市防犯カメラの適切な設置及び利用に関する条例』を平成17年度に制定しました。条例の内容は防犯カメラの有用性とプライバシーの調和で、公共の場所での防犯カメラの設置は届け出が必要です。設置の表示や画像の秘密保持等の義務化という3つの内容で、市で設置するものについてもこちらを遵守し、民間が街頭に付ける場合も、届け出やプライバシー、秘密保持等を義務付けさせていただいている。

平成20年度からはネットワーク型防犯カメラの

設置を「市川市第3次総合三ヵ年計画」で位置づけし、合計152台のネットワーク型防犯カメラの導入が始まりました。これは自治会の設置要望を中心にして設置し、今年度も50台のカメラの設置に向けて事業をすすめています。今後、ネットワーク型防犯カメラについては、科学警察研究所との共同で市民アンケートを実施しています。その調査結果を対比しながら防犯カメラの設置効果の分析結果をまとめ、平成25年度にはネットワーク型街頭防犯カメラの設置効果の検証を実施したいと考えています。

③ネットワーク型防犯カメラシステムの概要

各カメラの画像データは、VPNというセキュリティの高い擬似的な専用回線を通して暗号化通信により、セキュリティの保たれた外部施設に保存されます。その画像は市役所にある端末で一括管理をしていますが、その端末はセキュリティの面も考慮してパスワード等を入力してはじめて操作することができるようになります。画像は、ハウジングルームから回線を通して市役所の端末で画像を見るることができます。ネットワーク型の特徴ですが、録画画像だけではなくリアル画像も提供されますので、通信回線がダウンしていなければ災害時にも活用することができるようになります。

ネットワーク型防犯カメラは、性能面では設置場所の状況に応じてカメラの形状を選択しておきます。例えば路上であれば近隣の窓等に向けて設置しますと、プライバシーの問題が生じてしまうのでどちらに向いているかということが分かるように、固定型の防犯カメラを設置しています。道路には箱形のものを設置し、公園や広場では、カメラレンズがどちらを向いているか外部からは判別しにくくすることによって、より犯罪の抑止効果が深まるドーム型を設置しています。どちらを向いているか分かりませんので、犯罪の抑止につながっているといえます。また、1秒間に3フレーム撮影し、24時間稼働しています。夜間も撮影可能で、性能は10m先の人物等の人物、衣服も確認

が可能ということになります。

防犯カメラ設置による効果では、科学警察研究所のアンケート結果では、「犯罪が減る」、「迷惑行為が減る」、「犯人が捕まる」、「安心感が増す」という各項目で「そう思う」「とても思う」が前回調査時より、カメラ設置後の今回の調査では増加しています。特に「安心感が増す」という項目では10.2%の増加を示しており、街頭防犯カメラが理解され、犯罪の抑止や市民の体感治安の改善につながっているということではないかと考えています。

④防犯まちづくりのモデル地区事業について

本市では4地区を防犯まちづくりのモデル地区事業として指定しています。この事業は平成16年度の内閣官房都市再生本部のモデル地区事業で、本市が提案した、犯罪から子どもたちから守るまちづくりモデル調査が採用されたことを契機に、鬼高小学校区周辺地区をまちづくりモデル地区ということで調査しました。子どもの安全を視点にして、地域が主体となった防犯まちづくりの提案をまとめました。その後、市内の小学校周辺地区を防犯まちづくりモデル地区として指定して、地域の自主防犯団体と協働して防犯上の課題を把握、整理し、防犯まちづくり計画を策定しております。また、平成18年度には曾谷小学校周辺地区、福栄小学校周辺地区、平成19年度には稲荷木小学校周辺地区をモデル地区に指定し、平成20年度に計画書を策定したところです。

鬼高小学校区周辺地区は、本八幡駅、市川駅からだいたい700～800m離れたところに大規模な商業施設があります。マンション等が林立し、平成16年度にまちなかの商住混在地区ということで、一番初めに市川市の防犯まちづくりのモデル地区に指定しています。また、平成18年度には、郊外住宅地区ということで曾谷中学校周辺地区を指定しました。高度成長期に一戸建ての住宅がかなり建った地域、東西線開通によって大規模住宅等が林立している地域です。また、稲荷木小学校周辺地区では外環道路により、小学校区域が二分されることから、防犯上についてモデル地区としていろいろ



な計画を立てています。暗がり診断や外観によってどのようにまちや通学路が変わっていくのか、まち歩きをしてチェックをし、検討会をして防犯診断の結果の検討会をし、防犯に関する計画書を策定したところです。

⑤青色の防犯パトロールについて

平成17年度より開始しました青色回転灯を装備したパトロールカーが、市内を循環するという事業です。これまで緊急自動車等をのぞいては、一般の自動車に回転灯を装備することは法令上禁止されていました。しかし、平成16年12月の法改正によって青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールが適正に行うことができる旨の証明を受けた団体については、自動車に青色回転灯を装備することが認められました。市川市では、白黒塗装をしたパトカー仕様に固定式青色回転灯を装備した青色防犯パトロールカー4台を平成17年4月から登録し、週6日、日曜日を除き市内全域をパトロールしています。昼間は特に空き巣などの犯罪防止や児童・生徒の安全対策、ひったくりや車上ねらい、痴漢などの犯罪抑止に重点を置いて、青色回転灯の点灯やスピーカーでの広報活動を行いながら犯罪多発地区や通学路、住宅地をできるだけ狭隘な路地まで巡回しております。

パトロールにあたっては、各地区的交番や保育園・幼稚園・小中学校など公共の施設に立ち寄り、最新の情報を収集し活用しています。各種防犯指導や要望に応じてPTAとの共同パトロールも実

施しています。なお、平成22年度からはひったくりなどの街頭犯罪が深夜に多発するということで、委託業者に2台の青色防犯パトロールカーを委託し、週2回、金曜日と土曜日の深夜の1時までパトロールしており、他の曜日は午後11時まで行っています。青色回転灯は夜間に見ますとかなりインパクトがあり、科学警察研究所の方とお話をいたしましたが、このパトカーを見ることによって犯罪者が犯罪をやめるということもあります、市民が防犯に対する意識を養い、向上にも繋がるということで非常に良いことではないかということでした。

また、市で実施しております青色防犯パトロールとは別に市内の自主防犯団体が行う防犯パトロールの活性化をはかるため、「市川市青色防犯パトロール実施団体支援要綱」を定め、青色防犯パトロール活動の支援を行っています。支援内容としては着脱式の青色回転灯、表示ステッカー、パトロールの装備品、腕章等を供与しています。青色回転灯を装備する車には、警察等への届け出が必要ですので、市川市の防犯担当の方で申請の代行をしています。情報発信サービスの活用としては、犯罪発生情報をメールで流すものもあります。また、定期的な研修会等の開催や、ネットワークづくりとして防犯講演会を開催し、合同パトロール等の実施をしています。

青色防犯パトロールの登録台数の内訳としては、防犯担当の青色防犯パトロールカーとは別に市の公用車39台と学校配置車56台、合わせて95台がパトロールをしています。また、自主防犯パトロール団体は民間で51台あり、こちらは自主防犯活動として警察から委嘱を受けた団体、自治会やNPO法人や公益法人が市に申請します、全体で146台の青色防犯パトロールカーが市内全域をパトロールしています。

⑥ボランティアパトロール、防犯講演会、講習会の開催等について

ボランティアパトロールは、個人を対象にした気軽にできるパトロールです。市民の犯罪に対する

意識の高揚と犯罪抑止を目的としています。この事業は平成16年度より開始しましたが、現在は、市民2千500名以上の方が会員登録しまして活動していただいている。具体的な活動としては、市内を散歩するときやジョギングするときに気軽に帽子をかぶっていただいて防犯活動をしていただくものです。この地域では個人でも防犯活動をしていると犯罪者にわかり、犯罪をあきらめるのではないかと考えておりますし、市民の防犯意識の高揚にもつながると思います。会員登録していただいた方が事故等に遭われる場合もありますので、市で保険に入っています。

次に、まちの安全パトロールについてですが、警察、関係機関、企業、団体等の20団体で組織するまちの安全を守るためのネットワークです。この事業は、平成10年度から公共機関、企業、市民が一体となってライフラインの点検や、道路・公園等の防犯、防災にかかる相互点検の実施を行っています。具体的には電気・水道・ガスをはじめとしたライフラインの安全点検や、身近な犯罪の抑止などのために、総合的な相互の点検、横断的な連絡、連携体制の強化を図りながら、行政機関、企業、市民、市が協力して行っている取り組みです。平成20年度にまちの安全パトロールが10周年を迎えたことを契機に事業の見直しを行い、あらたに毎月15日を「街の安全パトロールの日」と定め、市全体で一斉に15日にパトロール活動を実施することで、市民の体感治安の向上を目指しています。

また、地域の防犯力の向上を目的として、自治会の地区連合を単位とする地域出動式を夏と冬の一回ずつ小学校等で開催し、地域の防犯活動の強化を図っています。今年度は4回目の地域出動式を7月26日に実施し、自治会の方々や防犯指導員、警察、消防の方々約250名に参加いただき、大変盛況に実施されました。

次に、防犯講演会、講習会の開催についてですが、防犯講演会、講習会の開催は市民の防犯意識の高揚及び体感治安の向上につながります。そのようなことから、青色防犯パトロールの研修会、

市民防犯講演会、防犯講演会、防犯出前講座等を実施しております。また、市民の防犯意識の普及とパトロール員の知識の向上、将来の地域リーダー養成を目指し、昨年度は防犯アカデミーを開催いたしました。平成21年度は11月、12月に3日間連続で開催し、143名の方々に参加いただきました。

さらに、市民の自主防犯意識の高揚と各種防犯の予防活動を促進するために、市内の防犯協会と連携しまして、犯罪の予防形態、防犯意識の普及、徹底、青少年の非行防止、健全育成、防犯功労者に対する表彰などを実施し、自主防犯活動の推進を防犯協会の活動では行っています。市川市でも2警察署があります関係で、市川警察署管内には市川防犯協会が行徳警察署管内には行徳防犯協会の2団体があります。事務局の業務は警察署の生

活安全課と連携し、市川防犯協会は市川市危機管理部の防犯担当が、また、行徳防犯協会は行徳支所の総務課が支援しています。防犯パトロールや、駅前での啓発、防犯指導員の防犯教室を開催して、より充実したものにしようと考えています。

いずれにしましても、やはり犯罪のない安全で安心な魅力あるまちづくりを実現するためには、地域住民や学校、事業者、防犯協会や警察、関係部署が連携、協力してさまざまな防犯対策を総合的に推進していくことが一番大切ではないかと考えています。

今後も、本日お集まりの皆さま方のご協力を賜り、犯罪のない市川市を実現したいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。



山本 純一 (やまもと じゅんいち) 氏

1954年 4月	千葉県生まれ
1981年 2月	市川市奉職
2005年 4月	行政改革推進課 主幹
2007年 4月	情報政策担当 マネージャー
2010年 4月	防犯担当 マネージャー